

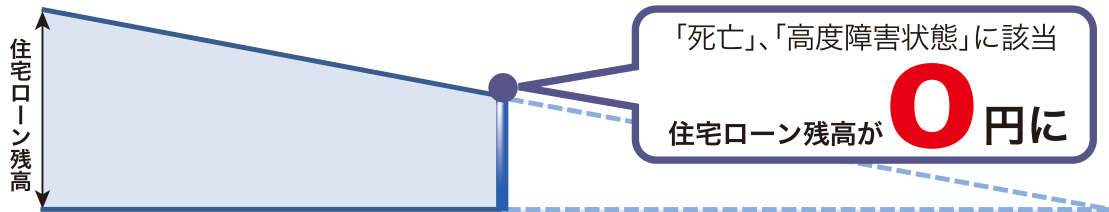
お支払いのイメージ

死亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以降の傷害または疾病により、
所定の高度障害状態になられたとき



一般社団法人全国地方銀行協会 団信制度の概要

保険金等名称	死亡保険金	高度障害保険金
加入対象者	当行の住宅ローンをご利用いただく方で、保険会社が保険の加入を承諾した方。 ※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございます。	
加入時年齢	お借入時の年齢が満 20 歳以上、満 70 歳以下の方	
加入手続き	「申込書兼告知書」をご提出いただきます。	
「専用診断書」の提出	借入金額(保険金額)が 1 億円を超える場合は「専用診断書」の提出が必要です。	
ご利用金利	お借入金利(上乗せなし)	
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。被保険者一人あたりの限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協 3 大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」および「地銀協ダブルサポート団信制度」を通算して 2 億円、かつ「地銀協がん団信制度」、「地銀協 3 大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」および「地銀協ダブルサポート団信制度」間では通算して 1 億円となります。	
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<ul style="list-style-type: none"> ○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。) 	
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。	
この契約からの脱退	<ul style="list-style-type: none"> ○融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ○融資について期限の利益を失ったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○所定の年齢に達したとき 	
備考	※1「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	
保険正式名称	団体信用生命保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受(事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)	